

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1000 円以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
	成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-ユ-300600

事業所の名称 株式会社札幌シッターサービス

所在地 札幌市中央区南 2 条東 6 丁目 5 番地

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

株式会社札幌シッターサービスの紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス手数料の 70%を返還する。
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合はサービス手数料の 50%を返還する。
- (3) 入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス手数料の 30%を返還する。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。